

令和3年3月25日

第33回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第 33 回指宿市農業委員会会議録

- 1 令和 3 年 3 月 25 日(木) 午後 2 時 00 分～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3 階会議室）

議事日程

- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について
(所有権移転分)
(利用権設定分)
- 議案第 2 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定について
- 議案第 3 号 農業振興地域整備計画の一部計画変更（~~用途区分変更~~・除外・~~編入~~）申出の意見決定について
- 議案第 4 号 「農地法第 4 条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定について
- 議案第 5 号 農地法第 5 条事業計画変更に係る承認について
- 議案第 6 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定について
- 議案第 7 号 農用地あっせん申出について
- 議案第 8 号 荒廃農地に係る非農地判断について
- 議案第 9 号 令和 3 年度農作業標準賃金の改定について
- 議案第 10 号 農地法第 3 条の規定による別段面積（下限面積）について
- その他

1 出席委員

農業委員

1 番 蓑 田 六 雄	2 番 松 下 芳 子	3 番 今 村 秀 一
4 番 德 留 清 幸	5 番 田 中 健 一	6 番 石 神 一 男
7 番 永 吉 正 文	8 番 井 元 清 八郎	9 番 菱 田 康 彦
10 番 井 手 康 則	11 番 奥 村 祐 樹	12 番 南 圭 司
13 番 前 原 正 文	14 番 松 木 茂 久	15 番 澤 山 建 志
16 番 西 村 圭 史	17 番 桐 原 鈴 代	18 番 野 元 辰 雄
19 番 坂 元 一 彦		

農地利用最適化推進委員

20 番 中 崎 勇	21 番 内 藺 光 弘	22 番 上 拂 忠
23 番 小 村 亮 太	24 番 吉 永 鶴 男	25 番 生 川 裕 也
26 番 物 袋 唱 二	27 番 野 尻 三 彦	28 番 西 山 昭 二
29 番 濱 田 卓 郎	30 番 藏 藺 堅 志	31 番 塚 田 幸 美
32 番 西 村 久 則	33 番 前 川 祐 子	34 番 松 木 秀 人
35 番 中 川 久 雄	36 番 前 田 真 津 美	37 番 廣 森 修
38 番 鐘 撞 望		

1 小委員長

15 番 澤 山 建 志

1 欠席委員

なし

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長

参事

主幹兼農地総務係長

農地総務係主査

主幹兼振興係長

振興係主査

臨時的任用職員

西 村 里 志

嶺 元 和 仁

堀之内 秀一郎

野 元 暢 治

山 中 修

向 吉 真 一

中 林 美沙樹

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地総務係長

堀之内 秀一郎

1 開会	午後2時00分
事務局	全員、ご起立願います。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。
議長	ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第33回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「12番委員」と「16番委員」を指名いたします。 早速、議題に入ります。 報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についての説明をいたします。 議案書の1ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	議案書の3ページをお開きください。 今月の議案第1号経営基盤強化促進法農用地利用集積計画の意見決定についての所有権移転分は、9件でございます。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。 今月の所有権移転分につきましては、すべて経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると思われます。 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第1号のうち、所有権移転分の1番から4ページ8番までをご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
8番委員	2番の対価が0円の理由を教えてください。次に7番と8番の譲受人

	が■■■■■となっておりますが、実際に指宿で農業をしているのか教えてください。
事務局	2番については、1番、3番と同じ譲渡人ですが、半分が山林化しており、他の土地と併せて譲り渡すため、この土地については、無償で良いそうです。 7番と8番は親が指宿市の方で、元認定農家です。親と一緒にこちらで農業をしており、後継者でもあります。
8番委員	分かりました。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第1号のうち、所有権移転分の1番から8番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第1号のうち、所有権移転分の1番から8番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、所有権移転分の9番についてご審議願います。
	これにつきましては、会議規則第25条の規定に基づき、3番委員の退席を求めます。
	(3番委員の退席確認)
	ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第1号のうち、所有権移転分の9番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第1号のうち、所有権移転分の9番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	(3番委員の復席確認)
	次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分を議題といたします。
	事務局に議案の説明を求めます。
事務局	今月の議案第1号、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定についてのうち、利用権設定分は、議案書の6ページから30ページまでの96件で、うち新規が88件、再設定が8件となっております。

	また、農地中間管理機構への貸付け分4件と農地中間管理機構からの借り受け分3件は重複しています。 それでは、議案書の6ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。 なお、30ページの総合計は148筆、17万4,036㎡、農地中間管理事業の重複分を除くと、140筆、16万7,107㎡となっています。 今回の利用権設定分につきましては、すべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。 ただいま、事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番から3番についてご審議願います。 これにつきましては、会議規則第25条の規定に基づき、議長を降り退席いたしますので、2番委員に議長をお願いいたします。 (1番委員の退席確認、2番委員に議長を交代)
議長	
議長 (2番委員)	1番委員に代わりまして、しばらく議長を務めさせていただきます。 それでは、議案第1号のうち利用権設定分の1番から3番について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長 (2番委員)	議案第1号のうち、利用権設定分の1番から3番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長 (2番委員)	ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号のうち、利用権設定分の1番から3番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 利用権設定分の1番から3番の審議が終了いたしましたので、1番委員と議長を交代いたします。ありがとうございました。 (1番委員の復席確認、1番委員に議長を交代)
議長	次に、議案第1号のうち、利用権設定分の4番についてご審議願います。 これにつきましても、会議規則第25条の規定により、5番委員の退席を求めます。 (5番委員の退席確認)

委員
議長

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の4番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の4番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(5番委員の復席確認)

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の5番から8ページ9番についてご審議願います。

これにつきましても、会議規則第25条の規定により、9番委員の退席を求めます。

(9番委員の退席確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の5番から9番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の5番から9番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(9番委員の復席確認)

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の10番から13番についてご審議願います。

これにつきましても、会議規則第25条の規定を準用し、27番委員の退席を求めます。

(27番委員の退席確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

8番委員

確認ですが、貸人が地区公民館長のものがありますが、地区所有の農地ということよろしいですか。

事務局
議長
委員
議長

地区の共有地であります。

ほかに、ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の10番から13番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号のうち、利用権設定分の10番から13番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 (27番委員の復席確認) 次に、議案第1号のうち利用権設定分の14番から10ページ16番については、新規就農者に関する案件であり、営農状況等の調査を地区担当委員が行っておりますので、担当委員からの報告を求めます。
25番委員	14番と16番の借人につきまして、3月5日に、私と6番委員で調査を行いましたので、ご報告します。 営農計画書は資料の1ページに添付していますので、ご参照ください。 申請者、土地の所在、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。 借人は以前、■■■■で■■■■として仕事をしていましたが、指宿の実家で父の農業を手伝っているうちに本格的に農業をしようと思い、就農しました。 農機具等は父の所有するものを使用し、栽培技術・農機具等の操作についても父に教わる予定のため問題はありません。 今後は、認定農家を目指し、スナップエンドウのハウス栽培を行いたいと考えているとのことでした。 作業に従事するのは、基本的に一人で、繁忙期には父に手伝いをもらうとのことでした。
議長	ただいま担当委員からの報告のとおりであります。 それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の14番から16番についてご審議願います。
16番委員	ご質疑、ご意見はございませんか。 申請面積は3反5畝ありますが、営農計画書ではオクラを21aから10aに変更していて、合計でも22aしかなく面積が一致していませんが、理由は何ですか。
6番委員 事務局	スナップを植えていると思います。 連作障害を防ぐために、すべてを一度に作付するものではないとのことでした。
16番委員 議長 委員 議長	分かりました。 ほかにご質疑、ご意見はございませんか。 「なし」の声あり。 議案第1号のうち、利用権設定分14番から16番については、原案

委員
議長

のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の14番から16番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の17番から30ページ96番までは、一括審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

19番委員

以前は地域振興公社の面積が表示されていましたが、表示されなくなった理由を教えてください。

事務局

経営面積のところに以前は面積が表示されていましたが、基本的に公社が経営するわけではありませんので、経営面積の欄は表示しておりません。

中間管理機構を活用している面積については、後日お知らせいたします。

議長
委員
議長

ほかにご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の17番から96番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の17番から96番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定についてを、議題といたします。

これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

3月10日の転用調査時に、私と、12番、24番委員と、事務局3名の計6名で、現地聞き取り調査を行いましたのでご報告いたします。

申請に基づき、現地確認と聞き取り調査を行った結果、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおります。

1番は売買による申請でございます。

申請地は、面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響もないと思われます。農地法第3条第2項の各号の判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりでございますが、前述の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしま

	す。
	最後に、農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、資料の2ページから4ページに添付してありますので、ご参照いただきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりであります。それでは、議案第2号についてご審議願います。
	ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第2号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第3号農業振興地域整備計画の一部計画変更除外申出の意見決定についてを議題といたします。
	これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。
小委員長	これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。
	番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。事業目的は一般住宅です。
	資料の5ページをお開きください。
	申請地は、 から西へ330m行つた農用地区域内農地で、東は宅地、西は農道、南は畑、北は市道に接しています。
	農地区分・許可事項については、農用地区域内の農地ではありますが、除外された場合、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当します。
	事業計画者は、現在借家住まいであることから、今回、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。
	代替地についても何箇所か検討しておりますが、いずれも事業計画を満たさず、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められませんでした。
	以上報告のとおり、小委員会では除外もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいまの小委員長による報告のとおりでござい

委員
議長

委員
議長

小委員長

ます。

それでは、議案第3号について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定を準用し、33番委員の退席を求めます。

(33番委員の退席確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第3号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号農業振興地域整備計画の一部計画変更除外申出については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(33番委員の復席確認)

次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、集出荷施設及びトラクター置場です。

資料の6ページをお開きください。

申請地は、 から南西へ820m行った農用地区域内農地で、東と南は畑、西は県道、北は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内農地ではありますが、令和2年12月1日付けで、農業用施設用地として用途区分変更がされていることから、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当します。

申請人は、農業を営んでおり、事業の規模拡大をはかるため、また申請地の近隣に経営農地が多いことから、自己所有の申請地に、集出荷施設やトラクター置場を整備する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

議長

以上報告のとおり、小委員会では転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

現地調査の結果は、ただいまの小委員長による報告のとおりでございます。

それでは、議案第4号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第4号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第5号農地法第5条事業計画変更に係る承認についてを議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

資料の7ページをお開きください。

本案件は、平成31年3月25日第9回委員会議案第4号3番で申請があり、許可及び意見聴取決定を受けていた案件であります。

当初の目的であった建売住宅については、販売活動が振るわなかったことから断念し、新たに転用を希望する方へ事業を継承し、一般住宅の建築に変更したい旨の申請があったものです。

なお、土地の形状や周辺農地への影響については、前回計画と同程度であることから問題ないものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

なお、転用計画者が変更となることから、今回新たに5条の申請がなされ、本日議案第6号にてご審議いただくこととなっております。

以上報告のとおり、小委員会では、事業計画変更もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいまの小委員長による報告のとおりでございます。

委員
議長

ます。

それでは、議案第5号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第5号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号農地法第5条事業計画変更に係る承認については原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

まず番号1番ですが、転用目的は、駐車場です。

資料の8ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から南西へ100m行った農地で、東と南は市道、西と北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、今回、申請地を取得し、月極駐車場を整備する計画です。

なお、隣接する宅地と一体利用し、総面積は286㎡になる予定です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定です。構造物の建設もなく、周囲に農地はないことから、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号2番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の9ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から北西へ190m行った農地で、東は市道、西と北は宅地、南は5条許可地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される用途が定め

られている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は親子で、子の居住する借家が手狭であることから、申請地を取得し、一般住宅を建築する計画です。

なお、隣接する宅地と一体利用し、総面積は363㎡になる予定です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定です。周囲に農地はないことから、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号3番ですが、転用目的は、土置場です。

資料の10ページをお開きください。

申請地は、[]から南へ1,380m行った農地で、東と南は山林、西は雑種地、北は山林及び公衆用道路に接しています。

農地区分、許可事項については、第2種農地のその他の農地に該当します。

申請人は、土木建設業を営む法人で、申請地及び隣接する山林を一体利用し、販売用のシラスやボラ土置場を整備するものですが、既に着工していたことから、今回始末書が添付されております。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。構造物の建設もないことから、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号4番ですが、転用目的は、建売住宅です。

資料の11ページをお開きください。

申請地は、[]から東へ250m行った農地で、東と北は畑、西と南は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、農業及び土木建築や不動産業を行う法人の会社役員で、申請地を取得し、建売住宅3棟を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号5番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の7ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から東へ130m行った農地で、東と南は宅地、西は里道、北は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんしている区域にある農地であることから、第3種農地の市街地内農地に該当します。

申請人は、今回、申請地を取得し、一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定です。周囲に農地はなく、隣接地との間には緩衝地を設けることから、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号6番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料はそのまま7ページになります。

申請地は、[REDACTED]から東へ270m行った農地で、東と北は市道、西と南は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから、父が所有する申請地を使用貸借し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

なお、隣接する宅地と一体利用し、総面積は430㎡になる予定です。

土地の形状については1mほど盛土し、境界にブロックを積む予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号7番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の12ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から北西へ160m行った農地で、東は公衆用道路及び畑、西と北は公衆用道路、南は宅地及び雑種地に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は夫婦で、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界ブロックは設置済です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと

	判断されます。
	また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。
	以上報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいまの小委員長による報告のとおりでございます。
	それでは、議案第6号のうち1番について、ご審議願います。
	これにつきましては、会議規則第25条の規定を準用し、23番委員の退席を求めます。
	(23番委員の退席確認)
	ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第6号の1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第6号の1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	(23番委員の復席確認)
	次に、議案第6号の2番について、ご審議願います。
	これにつきましても、会議規則第25条の規定により、17番委員の退席を求めます。
	(17番委員の退席確認)
	ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第6号の2番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第6号の2番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	(17番委員の復席確認)
	次に、議案第6号の3番から36ページ7番について、ご審議願います。
	ご質疑、ご意見はございませんか。
8番委員	3番について、面積が大きいですが、雨水処理は自然流下とのことで

	す。周囲への影響は大丈夫でしょうか。
小委員長	周囲は山林でしたので、雨水での影響は見受けられませんでした。
8 番委員	分かりました。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
1 9 番委員	6 番ですが、1 5 0 m ² 位で資料を見ると家が建つのかなと思います が、合計面積を教えてください。
事務局	先程、小委員長の報告でありましたとおり、北側の宅地と一体利用 し、総面積は4 3 0 m ² になります。 建築面積が1 3 7 m ² ですので、面積は十分だと思います。
1 9 番委員	分かりました。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第 6 号の 3 番から 7 番については、原案のとおり承認することに ご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第 6 号の 3 番から 7 番については、原案のとおり承認す ることに決定いたします。
	次に、議案第 7 号農用地あっせん申出についてを議題といたします。
	事務局に議案の説明を求めます。
事務局	議案書の 3 7 ページをお開きください。 議案第 7 号農用地あっせん申出の売渡・貸付をご説明します。 今月は、売渡申出 4 件、貸付申出 1 件でございます。 (番号 1 を議案書どおり読み上げ説明) 以下につきましては、お目通しください。 続きまして、買受・借受希望をご説明します。議案書は 3 9 ページに なります。 今月は、買受申出 2 件、借受申出 2 件でございます。 (番号 1 を議案書どおり読み上げ説明) 以下につきましては、お目通しください。 以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたしま す。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。
	ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	このあっせん申出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出

事務局

されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。

それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げます。

売渡・貸付から申し上げますので、議案書の37ページをお開きください。

番号1は20番委員と1番委員。

番号2は37番委員と17番委員。

番号3は24番委員と5番委員。

番号4は24番委員と5番委員。

番号5は8番委員と27番委員。

引き続き、買受・借受希望について申し上げます。

番号1は13番委員と33番委員。

番号2は16番委員と2番委員。

番号3は20番委員と1番委員。

番号4は20番委員と1番委員。

以上、事務局案として提案いたします。

皆様のご審議をお願いいたします。

なお、あっせんに関する資料は、あっせん委員に選出した委員のいずれかに配布しておりますので、協力してあっせん活動を行ってください。

議長

ただいま、事務局案が発表されました。

それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。

委員

(各委員了解あり)

議長

それでは、議案第7号は原案のとおり承認することとし、あっせん委員は、事務局案のとおり決定いたします。

次に、議案第8号荒廃農地に係る非農地判断についてを、議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第8号荒廃農地に係る非農地判断についての説明をいたします。

議案書は40ページから42ページになります。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

今回の非農地判断につきましては、農地法第30条に基づく利用状況調査及び農地パトロール実施要領に基づく荒廃農地調査により、農地に復元して利用することが困難と見込まれる土地として分類された農地について、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断を行うため、先月、事務局で現地確認の再調査を行いました。

議長

その結果、議案書に記載の農地は森林の様相を呈しているなど、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、農地に該当しない土地であることが確認されました。

よって、50筆3万5,725㎡の農地につきましては、農地に該当しない土地、いわゆる非農地としての判断について、承認を求めるものです。

なお、非農地判断後に農地復元等が確認された場合は、改めて農地台帳に登載することとなります。

以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いします。

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第8号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第8号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号荒廃農地に係る非農地判断については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に議案第9号令和3年度農作業標準賃金の改定についてを議題いたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第9号 令和3年度農作業標準賃金の改定について説明をいたします。議案書の43ページをご覧ください。

令和3年度指宿市農作業標準賃金表（案）でございますが、前回の委員会終了後に会長、会長職務代理、振興部部長、副部長、農地部部長、副部長、事務局で検討会を開催しました。

その結果を踏まえて、お手元に議案第9号をお示ししておりますが、令和3年度は令和2年度からの据え置きとの検討結果になりました。

まず、一般農作業（実働8時間）についてです。

この金額は、毎年度、直近の県の最低賃金に準じて設定しております。現在6,400円以上としております。直近の県の最低賃金を調査いたしましたところ、1時間あたり793円となっておりますので、これに8時間を掛けまして、6,344円、100円未満を切り上げて、今回も、6,400円以上となります。

次に機械作業については、令和元年10月の消費税増税を踏まえて、

	昨年１０％の消費税を加算した価格に改定しましたので、令和３年度は据え置きとの検討結果になりました。 以上、令和３年度指宿市農作業標準賃金表はこの内容でよろしいか、提案いたします。 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第９号について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
１８番委員 ６番委員	ブラソイラーの５，０６０円は少し高いのではないですか。 かけ方によろと思います。縦、横、斜めにかける場合もあれば、縦だけの場合もあります。
議長	この表はあくまでも、目安としての金額です。作業の程度や機械によっても違いますので、記載のとおり当事者でよく話し合っしてほしいと思います。 ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員 議長	「なし」の声あり。 議案第９号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第９号令和３年度農作業標準賃金の改定については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に議案第１０号農地法第３条の規定による別段面積についてを議題といたします。
事務局	事務局に議案の説明を求めます。 議案書は４４ページになります。 下限面積については、農地法第３条第２項第５号の規定により、農業委員会が地域の実情に応じて、一定の要件のもとに、別段の面積を設定することができることとなっています。 設定方法としましては、農地法施行規則の規定を適用し、具体的には、農林業センサスの数値を用いて、その定めようとする面積未満の農地を耕作している者の割合が、全体の概ね４０％を下回らないよう算定されることとなっています。 基礎資料としている農林業センサスは、２０１５年調査が現在の最新であり、農家数の数値に変動はないため、提示下限面積は、現行のままの３０ａとなります。

	以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしく願いいたします。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第10号について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
8番委員	他の市町村では、空き家とセットで農地を取得する場合の下限面積を別に定めていますが、本市も検討していいのではないのでしょうか。
事務局	ご質問のような対象となる農地は、集落内の農地であるとか、面積の小さな農地が多いと思われますので、農地の流動化などに繋がらない農地であろうと思いますが、他の市町村の状況にもありますように、空き家バンクの登録物件とのセットとなっているようです。 現在、本市ではそのような制度がまだありませんので、今後そのような制度ができた場合には、他市のような制度導入に向けて検討することになると思います。
8番委員	空き家バンクとセットではなく、南九州市と同じように空き家とセットとすれば、空き家バンク登録制度が無くてもできるのではないかと思います。
事務局	そのような制度とする方法もあろうかとは思いますが、様々な検討が必要になると思いますので、南薩地区でも導入している市がありますので、問い合わせなど行いながら検討させていただきたいと思います。
19番委員	集落内にある小さな畑も、対象となるよう検討してほしいと思います。
事務局	今のことについては、あくまでも空き家とセットの農地が対象となりますので、集落内にある農地が全て対象となるわけではありません。
23番委員	この制度では住民票も移さなければならないのですか。
事務局	住民票移動の有無は分かりませんが、そこに住んでいただくこと、定住促進を目的とするものであろうと思いますので、投機目的などは除外されるものと思います。
23番委員	この制度の場合、一緒に購入した畑は転用目的であったり、畑の名義は変更できるのか、というような問題もあるのではないのでしょうか。
事務局	転用する場合には農業委員会の許可が必要になりますし、この制度は下限面積を緩和して3条許可が得られるようにするものですので、名義は変更できることになります。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第10号については、原案のとおり承認することにご異議ござい

	ませんか。 「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第10号農地法第3条の規定による別段面積については、原案のとおり承認することに決定いたします。 本日の議題は、これで終了いたしました。 他にございませんか。
委員 議長	
9 番委員	先日、新規で農業を始めたい方が委員へ相談したところ、就農支援金を貰って農業はやめるのではないかとわれ、相談に乗ってもらえなかったとの苦情がありました。
議長	委員の皆さんは、今後そのようなことがないよう業務に当たってください。 他にございませんか。
3 7 番委員	他市町村の方が指宿市の農地を借りたり、買ったりすることは出来ますか。
事務局	農地法3条では、通作距離の判断もありますので、本市では現在、南九州市、鹿児島市の方の3条申請は受理しています。
議長 委員 議長	他にございませんか。 「なし」の声あり。 他になければ、その他に入ります。 その他について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、その他についてご説明いたします。47ページをご覧ください。 その他（議案書47ページを参照して説明） 1. 3月の行事報告 2. 4月の行事予定等 3. その他 （1）農業就業者の結婚に対する祝金交付規程の一部改正について
議長 委員 議長	他にございませんか。 「なし」の声あり。 他にないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。 これをもちまして、第33回指宿市農業委員会を閉会いたします。 全員ご起立願います。 一同礼。
事務局	

(閉会 午後 3 時 3 7 分)

指宿市農業委員会会長 蓑田 六雄

議事録署名委員 1 2 番委員

議事録署名委員 1 6 番委員